

厚生労働省岩手労働局発表  
令和4年12月27日(火)

【照会先】  
岩手労働局労働基準部賃金室  
室長 菅原 嘉宏  
室長補佐 佐々木 善一  
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

## 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます

岩手労働局(局長 いなはら としひろ 稲原 俊浩)は、下記の4産業に係る岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について、令和4年12月1日及び同月2日付けで官報公示を行いました。

これにより、下記の4産業について、新しい最低賃金額が適用されます。

なお、全産業のすべての労働者に適用される「岩手県最低賃金」(時間額 854円)は、令和4年10月20日に改正発効されています。

### 【改正決定】

- ・ **岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金**  
時間額 908円 (現行878円)  
令和4年12月31日発効 (令和4年12月1日官報公示)
- ・ **岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金**  
時間額 886円 (現行856円)  
令和4年12月31日発効 (令和4年12月1日官報公示)
- ・ **岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金**  
時間額 877円 (現行847円)  
令和4年12月31日発効 (令和4年12月1日官報公示)  
(R4.10.20~12.30は、岩手県最低賃金854円が適用されます。)
- ・ **岩手県自動車小売業最低賃金**  
時間額 903円 (現行879円)  
令和5年1月1日発効 (令和4年12月2日官報公示)

### 【据置き】

- ・ 岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。
- ・ 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。
- 当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金854円が適用されます。

また、厚生労働省は、令和4年12月12日から、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度の拡充を行っており、岩手労働局では更なる活用促進のため幅広く周知を行っております。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

# 岩手県最低賃金

令和4年10月20日発効

時間額

# 854円

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 断続的労働に従事する労働者等については、岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、最低賃金を減額した後の額が適用されます。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、使用者は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

- 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。

※適用する産業については、裏面を参照してください。

なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

## 鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 **908円** 令和4年12月31日発効

## 自動車小売業

時間額 **903円** 令和5年1月1日発効

## 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 **886円** 令和4年12月31日発効

次の業務に主として従事する者は除外されます。

(ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務

## 各種商品小売業

時間額 **767円** 平成28年12月11日発効

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人未満の事業所に適用されます。

## 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **877円** 令和4年12月31日発効

次の業務に主として従事する者は除外されます。

- (イ) ①手作業による包装又は袋詰めの業務
- ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務

## 百貨店、総合スーパー

時間額 **800円** 平成30年12月28日発効

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。

注：「各種商品小売業」は、平成28年12月11日に767円に、「百貨店、総合スーパー」は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。

当該特定（産業別）最低賃金は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金**854円**が適用されます。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局労働基準部賃金室：019-604-3008

岩手労働局ホームページ

各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455

釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231

一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231

二戸：0195-23-4131



以下の産業名は日本標準産業分類による。

○印は、特定（産業別）最低賃金が適用となるもの。×印は、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用となるもの。

●鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

鉄鋼業（中分類 22）

製鉄業（小分類 221）

- ×高炉による製鉄業（細分類 2211）
- 高炉によらない製鉄業（細分類 2212）
- フェロアロイ製造業（細分類 2213）

○製鋼・製鋼圧延業（小分類 222）

○製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）（小分類 223）

○表面処理鋼材製造業（小分類 224）

鉄素形材製造業（小分類 225）

- ×銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）（細分類 2251）
- ×可鍛鋳鉄製造業（細分類 2252）
- 鋳鋼製造業（細分類 2253）
- 鍛工品製造業（細分類 2254）
- 鍛鋼製造業（細分類 2255）

その他の鉄鋼業（小分類 229）

- ×鉄鋼シャースリット業（細分類 2291）
- 鉄スクラップ加工処理業（細分類 2292）
- ×鋳鉄管製造業（細分類 2293）
- ×他に分類されない鉄鋼業（細分類 2299）

金属製品製造業（中分類 24）

○金属線製品製造業（ねじ類を除く）（小分類 247）

○その他の金属製品製造業（小分類 249）

- 金庫製造業（細分類 2491）
- 金属製スプリング製造業（細分類 2492）
- 他に分類されない金属製品製造業（細分類 2499）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粹持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

○電子部品・デバイス・電子回路製造業（中分類 28）

電気機械器具製造業（中分類 29）

- 発電用・送電用・配線用電気機械器具製造業（小分類 291）
- 産業用電気機械器具製造業（小分類 292）
- ×民生用電気機械器具製造業（小分類 293）
- ×電球・電気照明器具製造業（小分類 294）
- ×電池製造業（小分類 295）

○電子応用装置製造業（小分類 296）

電気計測器製造業（小分類 297）

- 電気計測器製造業（別掲を除く）（細分類 2971）
- 工業計器製造業（細分類 2972）
- ×医療用計測器製造業（細分類 2973）

（ただし、○心電計製造業）

×その他の電気機械器具製造業（小分類 299）

○情報通信機械器具製造業（中分類 30）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粹持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

業務用機械器具製造業（中分類 27）

○光学機械器具・レンズ製造業（小分類 275）

その他の製造業（中分類 32）

○時計・同部分品製造業（小分類 323）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粹持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●自動車小売業

機械器具小売業（中分類 59）

自動車小売業（小分類 591）

- 自動車（新車）小売業（細分類 5911）
- 中古自動車小売業（細分類 5912）
- 自動車部分品・附属品小売業（細分類 5913）
- ×二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）（細分類 5914）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粹持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●各種商品小売業

○各種商品小売業（中分類 56）

- 百貨店、総合スーパー（小分類 561）
- その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（小分類 569）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粹持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●百貨店、総合スーパー

各種商品小売業（中分類 56）

- 百貨店、総合スーパー（小分類 561）
- ×その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（小分類 569）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粹持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

賃金上げを  
考えるなら

令和  
4年度

# 業務改善助成金

R4 12/12  
拡充版

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 通常 コース

これから従業員の賃金を30円以上引き上げたい  
生産性向上を図る設備投資を考えている

助成率最大90%  
最大600万円

申請締切  
R5 3/31

## 設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳しくはこの資料の中をご覧ください



## 要件を確認

中小企業（企業単位）である

事業場内の最も低い賃金（時給換算）が地域別最低賃金～30円の範囲内

### 岩手県の場合

時給単価854～884円の範囲に事業場で最も低い時給の労働者が入っていること

この労働者たちの時給をこれから30円以上引き上げたい。

生産性向上を図るような設備投資をこれからしたいと考えている。

労働者数30人未満の事業場への助成上限額がアップしました！

すでに賃上げが済の場合は

## 特例 コース

助成率80%  
最大100万円  
申請締切  
R5 1/31

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が30%以上減少している

または

原材料の高騰等により利益率が5%ポイント以上低下している。

事業場内の最も低い賃金（時給換算）が地域別最低賃金～30円の範囲内

令和3年7/16～R4.12/31の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ済み

生産性向上を図る設備投資を考えている

賃金引き上げ  
これでもOK

賃金引き上げが30円未満の場合でも  
この助成金の申請までに賃金引き上げ日に遡って引き上げをしその差額が支払われている。

助成金の利用をご検討ください

お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ

0120-366-440

受付時間 平日午前8:30～午後5:15

申請先 岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

TEL 019-604-3010

R4.12

# 通常コース

詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。申請をお考えの際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

[交付要綱](#)   [交付要領](#)   [申請書記載例](#)   [Q&A](#)



## 対象者（事業場）

中小企業  
 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

## 支給要件 すべて満たすこと

賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと  
 引き上げ後の賃金額を支払うこと  
 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと  
 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

## 助成額

**最大**  
**600万円**

## 助成率

事業場内の最低賃金	助成率
854～869円	9/10(90%)
870～884円	4/5(80%)

ただし生産性要件を満たした場合は90%。  
 詳しくは厚生労働省HP参照

## 引上げ額に応じた助成上限

NEW

引き上げる労働者数 **赤字は事業場規模30人未満の額** (円)

	1人		2～3人		4～6人		7人以上		10人以上	
	30万	60万	50万	90万	70万	100万	100万	120万	120万	130万
30円コース 30円以上引き上げ	30万	60万	50万	90万	70万	100万	100万	120万	120万	130万
45円コース 45円以上引き上げ	45万	80万	70万	110万	100万	140万	150万	160万	180万	180万
60円コース 60円以上引き上げ	60万	110万	90万	160万	150万	190万	230万	230万	300万	300万
90円コース 90円以上引き上げ	90万	170万	150万	240万	270万	290万	450万	450万	600万	600万

## 助成対象となる設備投資

### 基本

機械設備  
 コンサルティング導入  
 人材育成・教育訓練  
 など

### 特別に

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量等の事業活動を示す指標の直近の3か月の平均値が**3年前までの同月に比べて15%以上減少**している事業者

特別に以下の設備投資も可能です。

PC    スマホ、タブレット

定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車    など

または

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、利益率が前年同月に比べて**3%ポイント以上低下**した事業者

### 関連する経費

広告宣伝費  
 汎用機器  
 机                      など  
 椅子

例えば

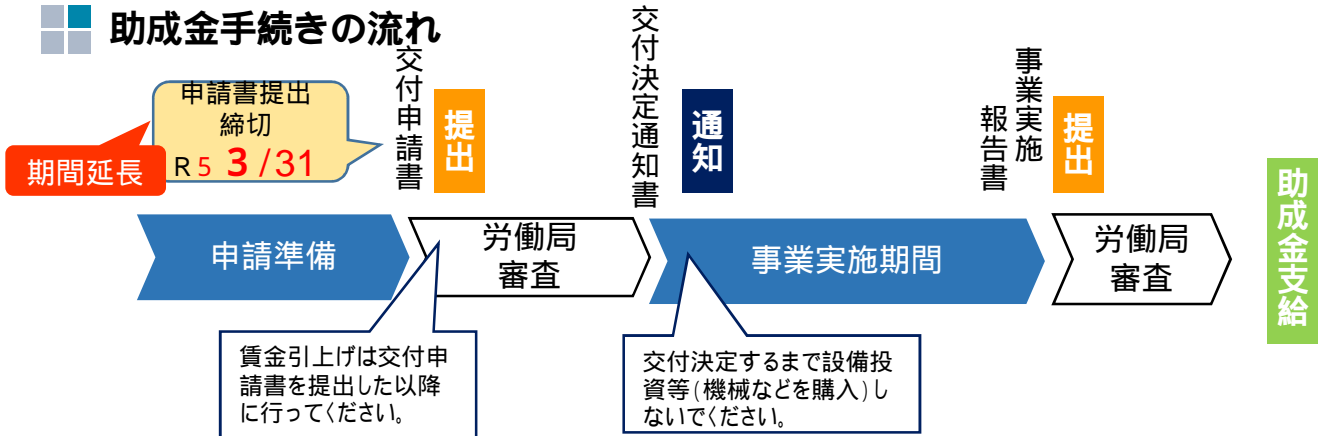


**設備投資**  
 デリバリー用バイクを導入して

**テイクアウト**  
**できます**

**関連経費**  
 チラシで宣伝

## 助成金手続きの流れ



## 特例コース

### 対象者（事業場）

中小企業  
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

### 支給要件 すべて満たすこと

新型コロナウイルス感染症の影響により「売上高または生産性を占める指標の令和3年4月～令和4年12月までの間の連続した任意の3か月の平均値」が3年前までの同期と比べて30%以上減少していること。

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、利益率が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者

令和3年7月16日～令和4年12月31日の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること  
生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと  
解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

### 助成額

最大  
100万円

### 助成率

4 / 5  
(80%)

### 引上げ人数に応じた助成上限額

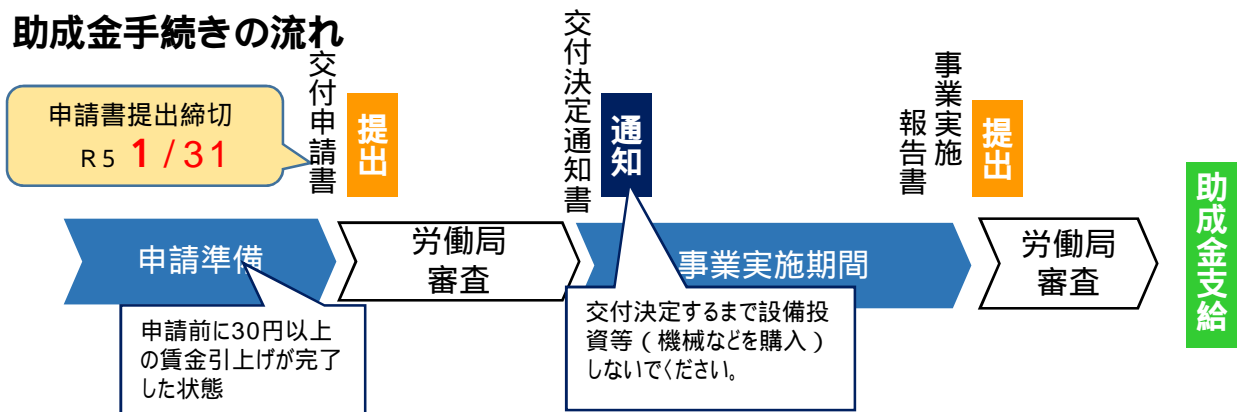
	引き上げる労働者数			
	1人	2～3人	4～6人	7人以上
30円以上引き上げ	30万円	50万円	70万円	100万円

### 助成対象となる設備投資

通常コースの **基本** と **特別に** 両方とも対象です。

ただし売上高と利益率の要件は特例コース支給要件を適用

### 助成金手続きの流れ



## 業務改善助成金での時給計算の仕方

業務改善助成金では事業場内の最も低い賃金が地域別最低賃金～30円の範囲内（地域別最低賃金が改定された場合は変更）であることが必要です。

### ポイント1

#### 時給計算に算入

基本給  
日給  
時給  
各種手当  
（資格手当や役職手当など）  
歩合給

時給+各種手当が支払われる場合の計算方法に注意

### ポイント2

#### 時給計算から除外

臨時に支払われる賃金（結婚手当等）  
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）  
時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金  
精皆勤手当・通勤手当・家族手当

詳しくはこちらでご確認ください



厚生労働省HP  
最低賃金の確認方法

## 活用事例

事業内容	取組概要
足場工事	フォークリフトの導入により、機材の積み下ろしや資材の運搬が容易になった。資材置き場も整理整頓され、現場の準備時間及び片付け作業がそれぞれ30分短縮した。
製本・印刷	自動裁断機の導入により、裁断工程における作業スピードが従来の2倍程度まで向上した。また製本機の導入により、既存の製本機と2台体制が可能となり、製本工程のスピードが1.5倍程度に向上した。
学習塾	Web授業を実施するための機器（PC、カメラ、マイク等）の導入及びWeb授業専用ルームの設置により、Web授業の準備やそれに係る保護者への連絡等の事務作業が削減された。
歯科診療	デジタルレントゲン機器の導入により、画像が鮮明になり、1回10分程度かかっていた現像作業が1分程度に短縮された。また、ローラーのクリーニングや現像液の交換などのメンテナンスに要する時間や廃棄物が削減された。
清酒製造	ラベル発行プリンタの導入により、手作業で行っていたラベルへの製造年月日の記載が機械化されて、作業時間や記載ミスが削減され、製造や顧客管理等の業務に人員を集中できるようになった。
クリーニング	ハンガーのまま商品を包装する自動立体包装機の導入により、作業による仕上りのばらつきもなくなり、1商品あたり30秒かかっていた作業時間が12秒に短縮された。
レンタルオフィス	監視カメラ及びスマートロックシステムの導入により、従業員不在の時間帯に不審者や事故への対応を遠隔地からでも管理可能になり、受付業務時間が半減して、1か月あたり約50時間の時間外労働を削減することができた。
美容院	オートシャンプーの導入により、頭皮環境及び髪への仕上がりが良好となった上、シャンプー及びトリートメントの施術に要する時間が顧客1人あたり約10分程度短縮され、従業員が休憩時間を取りやすい環境となった。
一般公衆浴場	ボタン式からタッチパネル式の券売機への入替により、1人あたりの発券作業がやや短縮され、毎月のサービスメニュー変更に伴う券売機の更新作業時間は約1時間から5分程度に短縮された。
貸し農園	監視カメラ及びモニターの導入により、現場に行くことなく農作物の育成状況の映像を農園使用者に対してメール配信が可能となった。また耕運機及び培土機の導入により約30時間の作業が6時間程度に短縮された。
自動車整備	高機能スキャンツールの導入により、各人の整備能力が標準化されサービス水準も向上し、1台あたり1時間かかっていた電子システムの故障診断が15～20分に短縮され、1日の整備台数は平均約2倍になった。
ビルメンテナンス	業務用コードレスクリーナーの導入により両手で作業していた階段清掃が片手で可能になって作業の安全性が向上し、床清掃時間は約10分短縮された。これにより消毒作業も可能になって清掃単価が向上する現場もあった。